

各所属所長 殿

※ 赤太字部分が訂正箇所

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

標準報酬制への移行に伴う短期給付制度の改正について (通知)

標準報酬制への移行に伴う地方公務員等共済組合法の一部改正により、平成27年10月1日(以下「施行日」という。)以後の短期給付制度が下記のとおり改正されましたので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

また、制度改正に伴い、事務手続き等に変更が生じますので、対応をお願いします。

記

1 休業給付及び災害給付の額の算出方法の変更

現在、休業給付及び災害給付については、掛金の算定基礎となる基本給(給料月額)及びみなし手当(支給される諸手当の額を一律に基本給の25パーセントとみなす。)を基に給付額を算出しているところであるが、標準報酬制への移行に伴い、施行日以後の休業期間について、次の表のとおり、基本給に実際に支給された諸手当を含めた額を基に決定した標準報酬月額を用いて給付額を算出する。

これにより、改正後は、基本給が同じ組合員でも実際に支給された諸手当の額により、給付額が異なる場合がある。

また、教育職公務員の基本給に対する実際に支給される諸手当の割合は、全国平均では25パーセントより低い状況であることから、当共済組合全体として現行よりも給付額が下がることが予想される。

表:休業給付の額の算出方法

休業給付名	算出方法	
	【改正前】 平成27年9月休業分まで	【改正後】 平成27年10月休業分から
傷病手当金 傷病手当金附加金	1日につき 給料日額(※1) × 2/3 × 1.25	1日につき 標準報酬日額(※2) × 2/3
出産手当金	1日につき 給料日額 × 2/3 × 1.25	1日につき 標準報酬日額 × 2/3
休業手当金	1日につき 給料日額 × 60/100	1日につき 標準報酬日額 × 50/100
育児休業手当金	1日につき 給料日額 × 50/100(※3) × 1.25	1日につき 標準報酬日額 × 50/100(※3)
介護休業手当金	1日につき 給料日額 × 40/100 × 1.25	1日につき 標準報酬日額 × 40/100

※1 給料日額は、給料月額(給料の調整額、教職調整額を含む。)の22分の1の額(10円未満四捨五入)

※2 標準報酬日額は、標準報酬月額の22分の1の額(10円未満四捨五入)

※3 育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間については100分の67

- (注) 1 育児休業手当金及び介護休業手当金の1日当たりの給付額は、給付上限日額を限度とする(給付上限日額については、平成27年8月5日付け公共鹿第380号で通知済み)。
2 休業給付は、休業した期間につき報酬が支給されたときは、支給額を調整する。
3 施行日をまたいで休業給付が継続する場合は、施行日前後における1日当たりの給付額が異なることになる。

表: 災害給付の額の算出方法

災害給付名	算出方法	
	【改正前】 平成27年9月まで	【改正後】 平成27年10月から
弔慰金 家族弔慰金	弔慰金は、給料月額 × 1.25 家族弔慰金は、給料月額 × 1.25 × 70/100	弔慰金は、標準報酬月額 家族弔慰金は、標準報酬月額 × 70/100
災害見舞金	損害の程度に応じて定められた月数 × 給料月額 × 1.25	損害の程度に応じて定められた月数 × 標準報酬月額

2 傷病手当金等の調整

(1) 障害を給付事由とする年金等との調整

傷病手当金及び傷病手当金附加金（以下「傷病手当金等」という。）は、同一の傷病を給付事由とする障害共済年金又は障害一時金を受給することができる場合、傷病手当金等の支給額を調整することになっているが、現行制度では、組合員として在職中の場合、障害共済年金及び障害一時金は原則支給されないことから、調整を行う事例は少ない。

被用者年金制度の一元化により、厚生年金制度の取扱いに合わせて、障害共済年金（平成27年10月以降に障害を給付事由とする年金の受給権が生じたときは障害厚生年金。以下同じ。）及び障害手当金（一元化前の障害一時金に相当）は、組合員として在職中の場合であっても、全額支給されることになることから、施行日以後の休業期間について、傷病手当金等の支給額を調整する必要がある。

ア 調整方法

(ア) 障害年金との調整方法

傷病手当金等の給付日額（1円未満の端数は四捨五入）から障害年金の日額（全ての障害年金額を264で除して得た額、1円未満の端数は切捨て）を減額した額を支給する。

(イ) 障害手当金との調整方法

傷病手当金等の支給累計額が障害手当金の額に達するまでの期間は、傷病手当金等の支給を停止する。

表: 傷病手当金等の障害を給付事由とする年金等との調整

調整対象	傷病手当金等の調整方法	
	【改正前】 平成27年9月休業分まで	【改正後】 平成27年10月休業分から
障害年金(※3)との調整	障害共済年金は、在職中は原則支給停止（在職支給停止）となるため、傷病手当金等の支給額を調整する事例は少ない。	1日につき 給付日額(※1)－障害年金の日額(※2)
障害手当金(※4)との調整	退職が障害一時金の支給要件となっていることから、実際に調整を行う事例は少ない。	傷病手当金等の支給累計額が障害手当金の額に達するまでの期間は支給停止

※1 給付日額は、標準報酬日額の3分の2の額(1円未満四捨五入)

※2 障害年金の日額は、全ての障害年金額の264分の1の額(1円未満切捨て)

※3 被用者年金制度一元化前に決定した障害共済年金、一元化後に決定した障害厚生年金(共済組合から支給)及び障害基礎年金(日本年金機構から支給)

※4 被用者年金制度一元化前は障害一時金

イ 傷病手当金等の請求手続の変更点

傷病手当金等を支給する際に、障害年金の受給状況を確認する必要があることから、障害年金の受給権者である組合員が、施行日以後の休業期間について傷病手当金等を請求する場合は、請求書に障害年金の年額が確認できる書類（年金証書又は年金決定（改定）通知書）の写し（所属所長の原本証明があるもの）を添付して共済組合へ提出すること。

ウ 障害年金又は障害手当金との調整が生じる場合の留意事項

障害年金又は障害手当金（以下「障害年金等」という。）は、請求から決定までに一定の期間を要すること、また、事後重症等の理由により、さかのぼって決定されることが多いことから、障害年金等の額が確定するよりも先に、組合員が傷病手当金等を請求することが想定される。

この場合、障害年金等との調整ができないため、調整を行わずに傷病手当金等を支給した後に障害年金等の額が確定し次第、先に給付した傷病手当金等について再計算を行い、過払い分の返納を求める。

(2) 報酬との調整

傷病手当金は、公務によらない傷病の療養のため勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日（4日目）から支給するが、勤務に服することができなくなった日において、給料の全部又は一部が支給される場合には、傷病手当金の支給額を調整する必要がある。

この調整において、現行制度では、病気休暇（給料100分の100支給）、有給休職（給料100分の80支給）等の期間は、支給される給料日額が傷病手当金の給付日額を上回るため、傷病手当金は支給せず、無給休職となった日から支給しているところである。

標準報酬制への移行に伴う傷病手当金等の給付額の算出方法の変更により、施行日以後の休業期間について、基本給及び諸手当（以下「報酬」という。）が支給される期間（病気休暇、有給休職等の期間）においても、支給された報酬額によっては、調整により傷病手当金等が一部支給される場合が生じる。

ア 調整方法

傷病手当金等の給付日額（1円未満の端数は四捨五入）と病気休暇、有給休職等の期間中に支給された報酬日額を比較して、傷病手当金等の給付日額が高い場合は、傷病手当金の給付日額から報酬日額を減額した額を支給する。

なお、支給された報酬日額の具体的な算出方法等について、取扱いが一部未定であるため、確定し次第通知する。

表：傷病手当金等の報酬との調整

【改正前】 平成27年9月休業分まで	【改正後】 平成27年10月休業分から
報酬が支給される期間（病気休暇、有給休職等の期間）は、傷病手当金等は支給しない。（※）無給休職になった日から支給する。	報酬が支給される期間は、 報酬日額 ≥ 給付日額・・・傷病手当金等は支給しない。 報酬日額 < 給付日額・・・給付日額から報酬日額を減額した額を支給する。

※ 給料日額（給料月額 × 1/22 × 1.25） > 給付日額（給料月額 × 1/22 × 1.25 × 2/3）となるため。

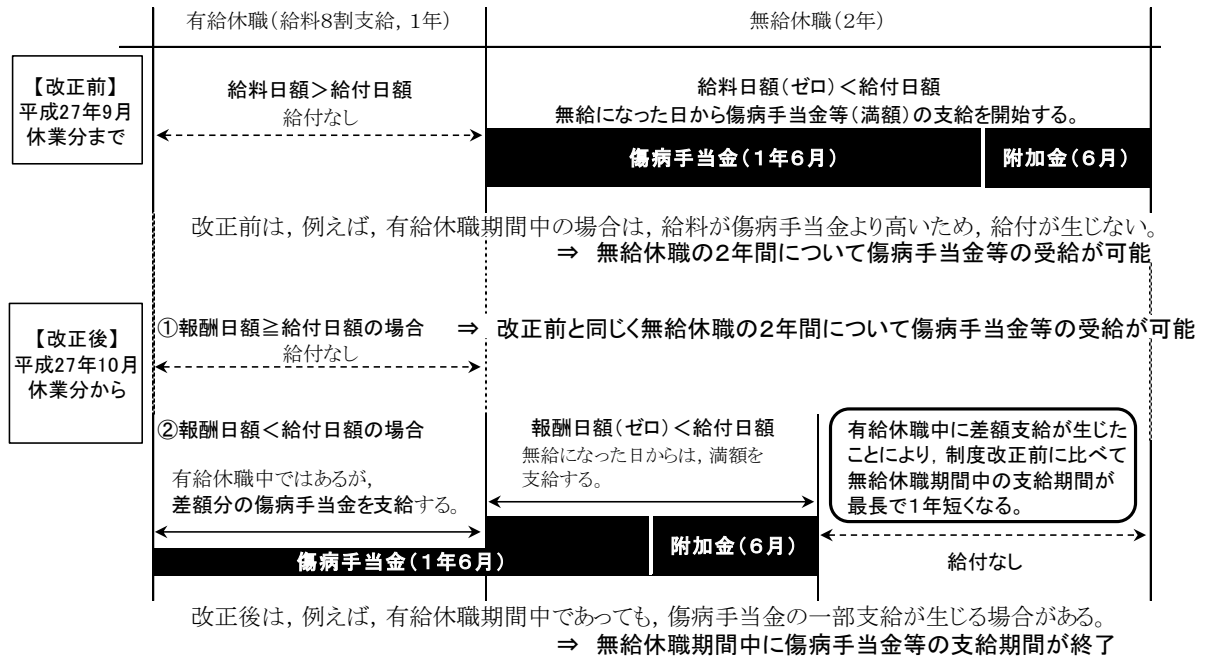
イ 病気休暇、有給休職等の期間中に傷病手当金等が支給される場合の主な要因

- (7) 傷病手当金等の給付日額の算定基礎となる休業前の標準報酬日額と、給付日額との比較対象となる休業期間中に支給される報酬日額との間に大きな差が生じる場合があるため。（休業の前に受けていた手当（特に報酬に占める割合が高い手当）が、休業により減額又は不支給になった場合は、報酬日額が低くなる。）
- (イ) 傷病手当金等の給付日額との比較対象となる報酬日額を計算する際に使用する報酬の支給対象日数が、月によって異なる（20日～23日）ため。（報酬の支給対象日数が多い月ほど、報酬日額が低くなる。）

ウ 病気休暇，有給休職等の期間中に傷病手当金等が支給される場合の留意事項
 現行制度では，報酬が支給される病気休暇，有給休職等の期間については，傷病手当金等が支給されることはないが，施行日以後は，報酬が支給されても傷病手当金等が支給される場合があるため，次の点に留意すること。

- ・ 病気休暇，有給休職等の期間中に傷病手当金等の支給が開始すると，以後の勤務に服することができない期間について報酬が支給され，報酬日額が給付日額を上回るため傷病手当金等が支給されない期間についても，傷病手当金等が支給されたものとみなし，支給期間に算入されること。
- ・ 病気休暇，有給休職等の期間中に傷病手当金等の支給が開始すると，無給休職期間中に傷病手当金等の支給期間が終了する場合があること（下記図参照）。

図：改正前後における傷病手当金等の支給期間の比較



(3) 併給する障害年金及び報酬との調整

前述のとおり，被用者年金制度の一元化後は，障害共済年金に係る在職中の支給停止制度がなくなることから，病気休暇，有給休職等の期間中は，障害共済年金（障害厚生年金）と報酬の併給が可能となる。

傷病手当金等の調整については，次の表のとおり，障害年金と報酬のいずれか高い額と比較して調整する。

表：傷病手当金等の障害年金又は報酬との調整（平成27年10月休業分から）

障害年金の有無	報酬の有無	日額の比較	調整方法
障害年金あり	報酬あり	年金日額 < 報酬日額	傷手日額 - 報酬日額 (差額を支給)
		年金日額 ≥ 報酬日額	傷手日額 - 年金日額 (差額を支給)
	報酬なし	—	傷手日額 - 年金日額 (差額を支給)
障害年金なし	報酬あり	—	傷手日額 - 報酬日額 (差額を支給)
	報酬なし	—	調整なし (満額支給)

※ 年金日額は，障害共済年金，障害厚生年金，障害基礎年金の額の264分の1の額(1円未満切捨て)
 ※ 報酬日額の算定方法は未定(後日通知)
 ※ 傷手日額は，傷病手当金等の給付日額

3 高額療養費等の自己負担限度額に係る所得区分の変更

組合員又は被扶養者が療養に要した1か月の医療費の自己負担額が、一定の額（療養者の年齢や組合員の所得区分により定められた自己負担限度額）を超えたときは、その超えた額を、共済組合が高額療養費や一部負担金払戻金等として給付している。

現在、組合員の所得区分は、掛金の算定基礎となる給料月額により決定しているところであるが、標準報酬制への移行に伴い、平成27年10月診療分から、新たに掛金の算定基礎となる標準報酬月額により所得区分を決定する。

高額療養費等の自己負担限度額の所得区分は、次の表のとおりである。

表：高額療養費及び一部負担金払戻金の自己負担限度額に係る所得区分

適用区分	所得区分		70歳未満の者の 高額療養費自己負担限度額	一部負担金払戻金(※) 自己負担限度額
	【改正前】 平成27年9月診療分まで	【改正後】 平成27年10月診療分から		
	給料月額	標準報酬月額		
ア	66万4千円以上 (特別職 83万円以上)	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% 【多数回該当の場合 140,100円】	5万円 (世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は10万円)
イ	42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	53万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% 【多数回該当の場合 93,000円】	
ウ	22万4千円以上 (特別職 28万円以上)	28万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% 【多数回該当の場合 44,400円】	2万5千円 (世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は5万円)
エ	22万4千円未満 (特別職 28万円未満)	28万円未満	57,600円 【多数回該当の場合 44,400円】	
オ	低所得者 (住民税非課税)	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 【多数回該当の場合 24,600円】	

※ 被扶養者の場合は、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金

表：特定疾病に係る高額療養費の自己負担限度額の所得区分

特定疾病	所得区分		高額療養費 自己負担限度額
	【改正前】 平成27年9月診療分まで	【改正後】 平成27年10月診療分から	
	給料月額	標準報酬月額	
人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全	70歳未満で給料月額が 42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	70歳未満で標準報酬月額が 53万円以上	2万円
	上記以外	上記以外	1万円
血漿分画製剤を投与している 血友病	所得区分なし		1万円
抗ウイルス剤を投与している 後天性免疫不全症候群			

【限度額適用認定証等の取扱いについて】

医療機関等での窓口支払額を、高額療養費の自己負担限度額へ軽減する「限度額適用認定証」及び「特定疾病療養受療証」（以下「認定証等」という。）を共済組合から交付されている組合員又は被扶養者は、標準報酬制への移行に伴い、平成27年10月診療分から上記の各表に掲げる所得区分に変更が生じた場合、窓口支払額（高額療養費の自己負担限度額）が変わることから、認定証等は利用できなくなるので、速やかに共済組合へ返納すること。

なお、返納すべき認定証等を紛失等しているときは、「組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕」により共済組合へ届け出ること。

また、平成27年10月以降も「限度額適用認定証」の交付を希望する場合は、「限度額適用認定申請書〔整理番号40〕」により共済組合へ申請すること。

(注) 「特定疾病療養受療証」の交付を受けている者のうち、所得区分に変更が生じた者については、共済組合から新たな所得区分を表示したものを送付する（申請不要）。

表：高額介護合算療養費の自己負担限度額に係る所得区分

所得区分		70歳未満の者の 高額介護合算療養費 自己負担限度額
【改正前】 平成27年9月診療分から 給料月額	【改正後】 平成27年10月診療分から 標準報酬月額	
66万4千円以上 (特別職 83万円以上)	83万円以上	212万円
42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	53万円以上	141万円
22万4千円以上 (特別職 28万円以上)	28万円以上	67万円
22万4千円未満 (特別職 28万円未満)	28万円未満	60万円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者 (住民税非課税)	34万円

4 申請書等用紙の変更

「公立学校共済組合申請書等用紙」のうち、次の表に掲げる用紙を変更したので、当支部のホームページ（ホームページアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>）からダウンロードして取得すること（平成27年10月1日掲載予定）。

なお、ホームページからの用紙取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡すること。

また、傷病手当金及び傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、介護休業手当金に係る申請書等用紙（整理番号23から26-2まで）の変更については、取扱いが一部未定であるため、確定し次第通知する。

整理番号	用紙名	主な変更内容
20	育児休業手当金請求書 (新規分・変更分・再取得分)	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬に係る記入欄を新たに設けた。 給付額の算出方法の変更に対応した。
22	弔慰金請求書 家族弔慰金	
27	災害見舞金請求書	
40	限度額適用認定申請書	

- (注) 1 各用紙のデータ形式をエクセル形式へ変更した。
2 育児休業手当金の請求金額をデータファイル内において、一部自動で計算できるようにした。

また、施行日をまたいで育児休業が継続する場合の請求に対応するため、用紙を3枚にしたので、当該請求の際は、漏れなく記入の上、提出すること。

- 3 変更後の用紙は、平成27年10月申請分から使用すること。

なお、本通知が到達する前に、既に変更前の用紙により請求又は申請している者については、変更後の用紙に読み替えるので、再提出の必要はないこと。

問合せ先 年金給付係 担当 若松・川口・上之蘭 電話 099-286-5220
